

2017 年 4 月 27 日

担当：森 稔樹 (法学部教授)

■教科書第 2 章から第 4 章まで、講義で扱った判例 (以下、下線などは引用者が付したもの。また、都合上、引用文の一部を修正している箇所がある。)

1. 教科書第 2 章に登場する判例

●最三小決昭和 55 年 9 月 22 日刑集 34 卷 5 号 272 頁

事案 警察官が、飲酒運転の多発地帯である場所で交通違反取締りを目的とする自動車検問を行った。X 運転の車は、外観からは不審な点が存在しなかったが、警察官の合図に従い停車した。警察官は X に運転免許証の提示を求めた際、酒の臭いを感じたので降車を求め、派出所で飲酒検知を行ったところ、酒気帯び運転の事実が確認された。X は自動車検問が何の法的根拠もなく行われたなどとして争ったが、第一審および第二審は、自動車検問の法的根拠を警察法第 2 条第 1 項とした上で X の主張を退けた。最高裁第三小法廷も、次のように述べて X の上告を棄却した。

判旨 「警察法二条一項が『交通の取締』を警察の責務として定めていることに照らすと、交通の安全及び交通秩序の維持などに必要な警察の諸活動は、強制力を伴わない任意手段による限り、一般的に許容されるべきものであるが、それが国民の権利、自由の干渉にわたるおそれのある事項にかかわる場合には、任意手段によるからといって無制限に許されるべきものでないことも同条二項及び警察官職務執行法一条などの趣旨にかんがみ明らかである。しかしながら、自動車の運転者は、公道において自動車を利用することを許されていることに伴う当然の負担として、合理的に必要な限度で行われる交通の取締に協力すべきものであること、その他現時における交通違反、交通事故の状況なども考慮すると、警察官が、交通取締の一環として交通違反の多発する地域等の適当な場所において、交通違反の予防、検挙のための自動車検問を実施し、同所を通過する自動車に対して走行の外観上の不審な点の有無にかかわらず短時分の停止を求めて、運転者などに対し必要な事項についての質問などをすることは、それが相手方の任意の協力を求める形で行われ、自動車の利用者の自由を不当に制約することにならない方法、態様で行われる限り、適法なものと解すべきである。」

●最二小判平成 3 年 3 月 8 日民集 45 卷 3 号 164 頁 (I-106)

事案 千葉県浦安町 (現在は浦安市) を流れる某河川に、河川法および漁港法による占用許可を受けずにヨット係留施設が設置された。そのため、船舶の航行にとって危険な状態が続いた。浦安町長は、千葉県葛南土木事務所長に撤去を要請したが、撤去はなされなかった。そこで、浦安町長は、本来の河川の管理者である千葉県知事の措置を待たず、このヨット係留施設の鉄杭を独自に撤去した。

本来、このような場合には、漁港法に基づいて漁港管理規程 (条例) が制定されるべきであったが、浦安町は (漁港管理者であるが) 漁港管理規程を制定していなかった。そのため、千葉県知事は河川法に違反する施設の撤去命令を発する権限を有するが、浦安町長はその権限を有していなかった。

判旨 最高裁判所は、次のように述べて浦安町長 (引用文中では上告人) の主張を認めた。

(1) 「本件鉄杭は、本件設置場所、その規模等に照らし、浦安漁港の区域内の境川水域の利用を著しく阻害するものと認められ、同法三九条一項の規定による設置許可の到底あり得ない、したがって

その存置の許されないことの明白なものであるから、同条六項の規定の適用をまつまでもなく、漁港管理者の右管理権限に基づき漁港管理規程によって撤去することができるものと解すべきである」が「当時、浦安町においては漁港管理規程が制定されていなかったのであるから、上告人が浦安漁港の管理者たる同町の町長として本件鉄杭撤去を強行したことは、漁港法の規定に違反しており、これにつき行政代執行法に基づく代執行としての適法性を肯定する余地はない」。

(2) しかし、「浦安町は、浦安漁港の区域内の水域における障害を除去してその利用を確保し、さらに地方公共の秩序を維持し、住民及び滞在者の安全を保持する（地方自治法二条三項一号参照）という任務を負っているところ、同町の町長として右事務を処理すべき責任を有する上告人は、右のような状況下において、船舶航行の安全を図り、住民の危難を防止するため、その存置の許されないことが明白であって、撤去の強行によってもその財産的価値がほとんど損なわれないものと解される本件鉄杭をその責任において強行的に撤去したものであり、本件鉄杭撤去が強行されなかったとすれば、千葉県知事による除却が同月九日以降になされたとしても、それまでの間に本件鉄杭による航行船舶の事故及びそれによる住民の危難が生じないとは必ずしも保障し難い状況にあったこと、その事故及び危難が生じた場合の不都合、損失を考慮すれば、むしろ上告人の本件鉄杭撤去の強行はやむを得ない適切な措置であったと評価すべきである」。従って、「上告人が浦安町の町長として本件鉄杭撤去を強行したことは、漁港法及び行政代執行法上適法と認めることのできないものであるが、右の緊急の事態に対処するためにとられたやむを得ない措置であり、民法七二〇条の法意に照らしても、浦安町としては、上告人が右撤去に直接要した費用を同町の経費として支出したことを容認すべきものであって、本件請負契約に基づく公金支出については、その違法性を肯認することはでき」ない。

2. 信義誠実の原則に関する判例

●東京高判昭和41年6月6日行裁例集17巻6号607頁（文化学院非課税通知事件。教科書には登場しない）

事案 原告Xは民法上の財団法人である。Xは、自らが保有し、直接教育の用に供している土地および建物について固定資産税を非課税とするように求める文書を東京都千代田税務事務所に提出した。同事務所長は、本件土地および建物が地方税法第348条第2項第9号に該当するものと誤認し、本件土地および建物については非課税とする趣旨の決定を行い、通知した。しかし、それから8年ほど経ち、同事務所が調査したところ、Xの土地および建物は非課税物件ではなく、課税物件であることが判明した。そこで、同事務所長は本件土地および建物について固定資産税を賦課徴収するという趣旨の決定をし、Xに送付した。Xは固定資産税を納めなかったため、Y（東京都知事）が土地について差押処分を行った。Xは、この差押処分の取消を求める訴訟を提起し、固定資産税賦課処分の無効も主張した。東京地判昭和40年5月26日行裁例集16巻6号1033頁は、本件について信義誠実の原則（同判決では禁反言の原則）の適用を認め、差押処分を取り消したが、Yが控訴した。東京高等裁判所は、次のような趣旨を述べてXの請求を棄却した。

判旨 税務事務所長の通知が何らの法的効果を生ずるものでもなく、単に所長の関係や部内の方針を知らせた事実上の通知にすぎず、他方でXが学校法人でもないのに本件土地建物が非課税物件であると誤解しており、通知が誤解を深めたという程度にすぎない。このような「誤解に基づく違法な取扱い」は少しでも早く是正されるべきである。

●最三小判昭和 62 年 10 月 30 日判時 1262 号 91 頁

事案 Xは、Aが経営する酒屋に勤めており、しばらくしてからは実質的に経営をなすようになった。Aは青色申告について所轄税務署長Yの承認を受けており、昭和 29 年分から昭和 45 年分まで、事業所得に関する青色申告はAの名義で行われていた。しかし、昭和 47 年 3 月に行われた昭和 46 年分の青色申告はAの名義ではなく、Xの名義で行われている。Xは青色申告についてYの承認を受けていなかったが、何故かYはX名義の青色申告書を受領し、その後、昭和 47 年分から昭和 49 年分についても青色申告用紙をXに送付し、Xの青色申告を受領していた（なお、Aは昭和 47 年秋に死亡している）。或る日、YがAの相続人について相続税の調査を行った際に、Xが青色申告の承認を受けていないことが判明した。そこで、Yは昭和 48 年分および昭和 49 年分の青色申告の効力を否認し、白色申告とみなして更正処分を行った。Xは、この更正処分が信義誠実の原則に違反するとして処分の取消訴訟を提起した。福岡地判昭和 56 年 7 月 20 日訟務月報 27 卷 12 号 2351 頁および福岡高判昭和 60 年 3 月 29 日訟務月報 31 卷 11 号 2906 頁はXの主張を認めた。

判旨 最高裁判所第三小法廷は、次のように述べて破棄差戻判決を下した。

「租税法規に適合する課税処分について、法の一般原理である信義則の法理の適用により、右課税処分を違法なものとして取り消すことができる場合があるとしても、法律による行政の原理なканずく租税法律主義の原則が貫かれるべき租税法律関係においては、右法理の適用については慎重でなければならず、租税法規の適用における納税者間の平等、公平という要請を犠牲にしてもなお当該課税処分に係る課税を免れしめて納税者の信頼を保護しなければ正義に反するといえるような特別の事情が存する場合に、初めて右法理の適用の是非を考えるべきものである。そして、右特別の事情が存するかどうかの判断に当たっては、少なくとも、税務官庁が納税者に対し信頼の対象となる公的見解を表示したことにより、納税者がその表示を信頼しその信頼に基づいて行動したところ、のちに右表示に反する課税処分が行われ、そのために納税者が経済的不利益を受けることになったものであるかどうか、また、納税者が税務官庁の右表示を信頼しその信頼に基づいて行動したことについて納税者の責めに帰すべき事由がないかどうかという点の考慮は不可欠のものであるといわなければならない。

二重下線をまとめると、信義誠実の原則が適用されるためには、次の 3 点が必要である。

①信頼の対象適格性：行政庁が、納税者（例、青色申告者）に対して信頼の対象となる公の見解を、通達の公表など一般に対し、あるいは申告指導のように個別に示したこと。

②信頼保護の正当性。行政庁の表示を納税者が信頼し、その信頼に基づいて行動したことについて、納税者に帰責事由があるか否か（帰責事由があれば保護されないこととなる）。

③信頼保護の必要性。②で納税者に帰責事由がなく、後に行政庁の表示と異なる行為（処分）が行われたために、納税者が経済的不利益を被ったか否か。

●最三小判昭和 56 年 1 月 27 日民集 35 卷 1 号 35 頁

事案 Xは、沖縄県のY村に製紙工場を建設する計画を立てた。Y村の当時の村長であったAは、Xからの陳情を受け、工場を誘致してY村所有の土地をXに譲渡する旨の議案を村議会に提出した。これが可決されてから、AはXの工場建設に全面的に協力する旨を言明し、さらに手続を進めた。Xも、村有地の耕作者に対する補償料の支払い、機械設備の発注の準備などを進め、工場敷地の整地工事も完了させた。ところが、ちょうどその頃に村長選挙が行われて工場誘致反対派のBが村長に当選し、就任した。BはXに対し、工場の建設確認申請に同意しない旨を伝えた。Xは、工場の建設や操業ができなくなったとして、Y村を相手取って損害賠償を請求する訴訟を起こした。第一審判決およ

び第二審判決はXの請求を棄却したが、最高裁判所第三小法廷は破棄差戻判決を下した。

判旨 「地方公共団体の施策を住民の意思に基づいて行うべきものとするいわゆる住民自治の原則は地方公共団体の組織及び運営に関する基本原則であり、また、地方公共団体のような行政主体が一定内容の将来にわたって継続すべき施策を決定した場合でも、右施策が社会情勢の変動等に伴って変更されることがあることはもとより当然であつて、地方公共団体は原則として右決定に拘束されるものではない。しかし、右決定が、単に一定内容の継続的な施策を定めるにとどまらず、特定の者に対して右施策に適合する特定内容の活動をするを促す個別的、具体的な勧告ないし勧誘を伴うものであり、かつ、その活動が相当長期にわたる当該施策の継続を前提としてはじめてこれに投入する資金又は労力に相応する効果を生じうる性質のものである場合には、右特定の者は、右施策が右活動の基盤として維持されるものと信頼し、これを前提として右の活動ないしその準備活動に入るのが通常である。このような状況のもとでは、たとえ右勧告ないし勧誘に基づいてその者と当該地方公共団体との間に右施策の維持を内容とする契約が締結されたものとは認められない場合であつても、右のように密接な交渉を持つに至った当事者間の関係を規律すべき信義衡平の原則に照らし、その施策の変更にあつてはかかる信頼に対して法的保護が与えられなければならないものというべきである。すなわち、右施策が変更されることにより、前記の勧告等に動機づけられて前記のような活動に入った者がその信頼に反して所期の活動を妨げられ、社会観念上看過することのできない程度の積極的損害を被る場合に、地方公共団体において右損害を補償するなどの代償的措置を講ずることなく施策を変更することは、それがやむをえない客観的事情によるのでない限り、当事者間に形成された信頼関係を不当に破壊するものとして違法性を帯び、地方公共団体の不法行為責任を生ぜしめるものといわなければならない。そして、前記住民自治の原則も、地方公共団体が住民の意思に基づいて行動する場合にはその行動になんらの法的責任も伴わないということを意味するものではないから、地方公共団体の施策決定の基盤をなす政治情勢の変化をもつてただちに前記のやむをえない客観的事情にあたるものとし、前記のような相手方の信頼を保護しないことが許されるものと解すべきではない」。

3. 権利濫用禁止の原則に関する判例

●最二小判昭和 53 年 5 月 26 日民集 32 卷 3 号 689 頁および最二小判昭和 53 年 6 月 16 日刑集 32 卷 4 号 605 頁

事案 X社は、個室付公衆浴場の設置を計画し、山形県公安委員会に営業許可を申請した。しかし、この計画を知った余目町（現在は庄内町の一部）は、個室付公衆浴場の予定地である場所から 200m も離れていない場所にA児童遊園を設置するために県知事に認可を申請し、X社への営業許可よりも早い日に認可を得た。X社は個室付公衆浴場を開業したため、同県公安委員会から営業停止処分を受け、また、風俗営業等取締法違反に問われて起訴された。そこで、X社は、営業停止処分の取消を求めて出訴するとともに（途中で山形県に対する国家賠償請求訴訟に変更した）、刑事訴訟においては無罪を主張した。

判旨 「所論の点に関する原審の事実認定は、原判決挙示の証拠関係に照らし是認することができ、原判決に所論の違法はない。そして、原審の認定した右事実関係のもとにおいては、本件児童遊園設置認可処分は行政権の著しい濫用によるものとして違法であり、かつ、右認可処分とこれを前提としてされた本件営業停止処分によつてX社が被つた損害との間には相当因果関係があると解するのが相当であるから、X社の本訴損害賠償請求はこれを認容すべきである」。(前掲最二小判昭和 53 年 5 月

26日から引用)

「本来、児童遊園は、児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し、情操をゆたかにすることを目的とする施設（児童福祉法四〇条参照）なのであるから、児童遊園設置の認可申請、同認可処分もその趣旨に沿ってなされるべきものであつて、前記のような、X社のトルコぶろ営業の規制を主たる動機、目的とする余目町のA児童遊園設置の認可申請を容れた本件認可処分は、行政権の濫用に相当する違法性があり、X社のトルコぶろ営業に対しこれを規制しうる効力を有しないとわざるをえない」。
(前掲最二小判昭和 53 年 6 月 16 日から引用)

4. 行政上の法律関係に関する判例

●最三小判昭和 31 年 4 月 24 日民集 10 卷 4 号 417 頁

事案 Xは、訴外A社から土地を購入し、代金を支払った上に、土地を自己の所有物とする財産税の申告を魚津税務署長に行ったが、所有権移転登記手続を済ませていなかった。A社が租税を滞納していたことがきっかけで、Y1（所轄税務署長）はこの土地をA社名義のものとして差し押さえ、登記名義も変更した上で、Y2を競落人とする公売処分を執行した。そして土地の登記名義もY2になった。Xは、Y1に対しては一連の処分の無効確認を求め、Y2に対しては所有権移転登記の抹消登記手続を求める訴えを提起した。一審ではXが敗訴したが二審ではXが勝訴したため、Y1およびY2が上告した。最高裁判所第三小法廷は、以下のように述べて破棄差戻しの判断を示した。

判旨 「国税滞納処分においては、国は、その有する租税債権につき、自ら執行機関として、強制執行の方法により、その満足を得ようとするものであつて、滞納者の財産を差し押えた国の地位は、あたかも、民事訴訟法上の強制執行における差押債権者の地位に類するものであり、租税債権がたまたま公法上のものであることは、この関係において、国が一般私法上の債権者より不利益の取扱を受ける理由となるものではない。それ故、滞納処分による差押の関係においても、民法一七七条の適用があるものと解するのが相当である」。

●最一小判昭和 35 年 3 月 31 日民集 14 卷 4 号 663 頁

事案 前掲最三小判昭和 31 年 4 月 24 日により差し戻された事件である。名古屋高判昭和 32 年 6 月 8 日民集 14 卷 4 号 708 頁でXが敗訴したため、Xが上告した。最高裁判所第一小法廷はXの上告を認容し、前掲名古屋高判昭和 32 年 6 月 8 日を破棄した。

判旨 「本件のような場合国がXの本件土地所有権の取得に対し登記の欠缺を主張するについて正当の利益を有する第三者に該当しないというためには（中略）Xは前示差押登記前である昭和二一年二月一五日魚津税務署長に対し本件土地を自己の所有として申告し、同署長は該申告を受理して、上告人から財産税を徴税したという事実だけでは足りず、更に上告人において本件土地がY1から上告人の所有として取り扱われるべきことを強く期待することがもつともと思われるような特段な事情がなければならぬ」。本件の場合、Y1が本件土地をXの所有物として取り扱うべきであることをXが「強く期待することが、もつともと思われる事情があつたものと認めるを相当と考え」られるのであり、Y1はXの「本件土地の所有権取得に対し登記の欠缺を主張するについて正当の利益を有する第三者に該当しないものと認むべき」である。

●最大判昭和 28 年 2 月 18 日民集 7 卷 2 号 157 頁

事案 Xは訴外Aから農地を購入していたが、所有権移転登記手続を済ませていなかった。農地改革の折、地区の農地委員会は、農地の所有者は登記名義人であり、かつ不在地主のAであるとする認定を行い、買収計画を定めた。Xは、地区の農地委員会に対する異議申立て、および県農地委員会への訴願を行った。Xは、県農地委員会の裁決の取消しを求めて訴えを提起した。一審判決および二審判決はXの請求を認容したので、県農地委員会が上告した。

判旨 最高裁判所大法廷は、農地買収処分が権力的な手段による強制的な買い上げであり、民法上の売買とは本質を異にするから、自作農創設特別措置法による農地買収処分に民法第177条の適用は認められないという旨を述べ、上告を棄却した。

●最三小判昭和50年2月25日民集29巻2号143頁

事案 訴外Aは陸上自衛隊員として某駐屯地に勤務していたが、1965年某日、駐屯地内の武器隊車両整備工場において、訴外Bが運転していた大型自動車に轢かれ、即死した。Aの両親であるXらは、国家公務員災害補償法第15条による補償金として76万円を受領していたが、自動車損害賠償責任保険法による強制保険金と比較して補償額が低いことなどから、同法第3条に基づく損害賠償請求訴訟を提起した。東京地判昭和46年10月30日民集29巻2号160頁はXらの請求を棄却したため、XらはY（国）の安全配慮義務違反による債務不履行責任の主張を追加して控訴したが、東京高判昭和48年1月31日訟務月報19巻3号37頁は控訴を棄却した。Xらが上告し、最高裁判所第三小法廷は控訴審判決を破棄し、東京高等裁判所に事件を差し戻した。

判旨 「会計法三〇条が金銭の給付を目的とする国の権利及び国に対する権利につき五年の消滅時効期間を定めたのは、国の権利義務を早期に決済する必要があるなど主として行政上の便宜を考慮したことに基づくものであるから、同条の五年の消滅時効期間の定めは、右のような行政上の便宜を考慮する必要がある金銭債権であつて他に時効期間につき特別の規定のないものについて適用されるものと解すべきである。そして、国が、公務員に対する安全配慮義務を懈怠し違法に公務員の生命、健康等を侵害して損害を受けた公務員に対し損害賠償の義務を負う事態は、その発生が偶発的であつて多発するものとはいえないから、右義務につき前記のような行政上の便宜を考慮する必要はなく、また、国が義務者であつても、被害者に損害を賠償すべき関係は、公平の理念に基づき被害者に生じた損害の公正な填補を目的とする点において、私人相互間における損害賠償の関係とその目的性質を異にするものではないから、国に対する右損害賠償請求権の消滅時効期間は、会計法三〇条所定の五年と解すべきではなく、民法一六七条一項により一〇年と解すべきである。」

●最二小判平成17年11月21日民集59巻9号2611頁

事案 平成11年某日、Yの次男Aは自動車を運転していたが、松戸市内で赤信号を見落として某交差点に進入した結果、横断中のBに衝突して転倒させ、重傷を負わせるという事故を起こした。Bは松戸市立病院に搬送され、入院治療を受けた。Bの診療費等の負担に関してX（松戸市）に交付された入院証書の連帯保証人の欄には、Yの実印による印影が示されていた。Yは、診療費等の負担についてXとの間で連帯保証契約を結んでいないと主張し、また、仮に連帯保証契約を結んでいたとしても、本件の訴状がYに送達されたのが平成15年8月30日であるから、それより3年以上前に発生した診療費請求権は時効消滅するとして、消滅時効の援用を主張した。これに対し、Xは、松戸市立病院が地方自治法第244条第1項にいう公の施設に該当することなどから、消滅時効期間は同法第236条第1項に規定される5年と解すべきであると主張した。千葉地松戸支部平成16年8月19日民

集 59 卷 9 号 2614 頁は X の主張を認めたが、東京高判平成 17 年 1 月 19 日民集 59 卷 9 号 2620 頁は、前掲最一小判昭和 59 年 12 月 13 日を参照しつつ「公立病院の施設自体は、中核をなす診療行為に付随する利用関係にすぎないのであって、公立病院と病院利用者との間の法律関係は、基本的には私立病院と利用者との間の法律関係と異なるところはないから、その使用料は私法上の債権と解すべきである」として、X の請求の大部分を棄却する判決を下した（3 年の消滅時効にかからない部分のみ請求を認容した）。X が上告したが、最高裁判所第二小法廷は上告を棄却した。

判旨 「公立病院において行われる診療は、私立病院において行われる診療と本質的な差異はなく、その診療に関する法律関係は本質上私法関係」であり、「公立病院の診療に関する債権の消滅時効期間は、地方自治法 236 条 1 項所定の 5 年ではなく、民法 170 条 1 号により 3 年と解すべきである」。

●最一小判昭和 59 年 12 月 13 日民集 38 卷 12 号 1411 頁

事案 被告 Y は昭和 30 年代から某都営住宅に居住していた。公営住宅法第 21 条の 2、同施行令第 6 条の 2 など、および東京都営住宅条例第 19 条の 3（いずれも当時）によれば、都営住宅を引き続き 3 年以上使用しており、かつ、一定の月額収入を超える者は割増賃料を支払う義務を負っており、Y はこれに該当していたが、割増賃料を一切支払わなかった。また、Y は、東京都の許可を得ることなく増築を行った。東京都は、これらが住宅の明渡事由に該当するとして、使用許可を取り消し、割増賃料相当額の支払、増築した建物の収去、および土地の明渡を求めて出訴した。東京地判昭和 54 年 5 月 30 日下民集 30 卷 5～8 号 275 頁は、東京都の請求のうち、割増賃料相当分の支払に関する請求のみを認容した。東京都は、請求の一部を変更して控訴し、東京高判昭和 57 年 6 月 28 日高民集 35 卷 2 号 159 頁は東京都の敗訴部分を取消し、Y に土地の明渡を命じた。Y が上告したが、最高裁判所第一小法廷は、Y の上告を棄却した。

判旨 まず、最高裁判所第一小法廷は、公営住宅法および東京都営住宅条例の規定の趣旨から「公営住宅の使用関係には、公の営造物の利用関係として公法的な一面があることは否定しえない」としつつも、「入居者が右使用許可を受けて事業主体と入居者との間に公営住宅の使用関係が設定されたのちにおいては、前示のような法及び条例による規制はあつても、事業主体と入居者との間の法律関係は、基本的には私人間の家屋賃貸借関係と異なるところはなく」、「公営住宅の使用関係については、公営住宅法及びこれに基づく条例が特別法として民法及び借家法に優先して適用されるが、法及び条例に特別の定めがない限り、原則として一般法である民法及び借家法の適用があり、その契約関係を規律するについては、信頼関係の法理の適用があるものと解すべきである」と述べる。

●最三小判平成元年 9 月 19 日民集 43 卷 8 号 955 頁

事案 Y は、大阪市内の商業地域に土地を有していた。この地域は準防火地域（都市計画法第 8 条第 1 項第 5 号）であったため、Y は自己の所有地上において、外壁が耐火構造となっている建造物の建築に着手した。これに対し、隣地を所有する X は、Y の建造物が境界線から 50 センチメートル以上の距離を置いておらず、民法第 234 条に違反するとして、建物の一部収去および損害賠償などを求めて出訴した。大阪地判昭和 57 年 8 月 30 日判時 1071 号 95 頁は X の請求を認容したので Y は控訴したが、大阪高判昭和 58 年 9 月 6 日民集 43 卷 8 号 982 頁は控訴を棄却した。そのため、Y が上告した。最高裁判所第三小法廷は、次のように述べて Y の上告を認容し、X の請求を棄却した。

判旨 「建築基準法六五条は、防火地域又は準防火地域内にある外壁が耐火構造の建築物について、その外壁を隣地境界線に接して設けることができる旨規定しているが、これは、同条所定の建築物に

限り、その建築については民法二三四条一項の規定の適用が排除される旨を定めたものと解するのが相当である。けだし、建築基準法六五条は、耐火構造の外壁を設けることが防火上望ましいという見地や、防火地域又は準防火地域における土地の合理的ないし効率的な利用を図るという見地にに基づき、相隣関係を規律する趣旨で、右各地域内にある建物で外壁が耐火構造のものについては、その外壁を隣地境界線に接して設けることができることを規定したものと解すべきである。

●最二小判昭和 35 年 3 月 18 日民集 14 卷 4 号 483 頁

事案 X社は、A社（食品衛生法による許可を受けている）の代表取締役であるY（食品衛生法による許可を受けていない）に対して精肉を売り渡した。しかし、Yは内金を支払ってはいたが、代金のうちの残りの部分を払っていなかった。Xは、その残りの部分と遅延損害金の支払いを求めた。これに対し、Yは、自らが食品衛生法による許可を受けていないこと、取引の当事者はXとAであってYではないことなどを理由として、売買契約が無効であると主張した。

判旨 最高裁判所第二小法廷は、食品衛生法を警察取締法規と理解した上で、この法律による許可を受けていない当事者との取引は、私法上の効力を否定されないと判示した。

●最二小判昭和 30 年 9 月 30 日民集 9 卷 10 号 1498 頁

事案 Xは煮干し鰯の売買につき、当時の臨時物資需給調整法などによる資格を得ていなかった。XはYに煮干し鰯千貫を売り渡し、引渡しも済ませたが、Yが代金を支払わなかった。

判旨 臨時物資需給調整法などは経済統制法規であり、この法律に定められた登録などを行っていない無資格者の取引は、私法上の契約としても無効である。